

# 神奈川県議会委員会条例

昭和31年6月20日

条例第20号

改正	昭和31年9月18日条例第29号	昭和31年10月1日条例第56号
	昭和32年6月21日条例第27号	昭和34年6月6日条例第24号
	昭和36年12月22日条例第53号	昭和38年6月15日条例第24号
	昭和42年5月27日条例第29号	昭和46年3月12日条例第40号
	昭和46年5月25日条例第42号	昭和50年5月23日条例第25号
	昭和52年5月26日条例第26号	昭和54年5月23日条例第24号
	昭和57年5月31日条例第33号	昭和60年3月30日条例第24号
	平成3年7月8日条例第27号	平成11年5月24日条例第23号
	平成14年7月2日条例第41号	平成16年12月28日条例第86号
	平成17年3月29日条例第70号	平成18年3月31日条例第36号
	平成19年3月20日条例第29号	平成20年3月7日条例第4号
	平成22年3月30日条例第41号	平成25年1月11日条例第43号
	平成25年3月29日条例第79号	平成27年5月20日条例第59号
	平成28年3月29日条例第50号	平成30年3月30日条例第64号
	平成31年3月22日条例第37号	令和6年3月29日条例第54号

神奈川県議会委員会条例をここに公布する。

神奈川県議会委員会条例

(常任委員会の設置)

**第1条** 議会に常任委員会を置く。

2 常任委員会の名称、所管事項及び委員の定数は、別表のとおりとする。

(常任委員の任期)

**第2条** 常任委員会の委員（以下「常任委員」という。）の任期は、1年とする。ただし、後任者が就任するまでは在任するものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

一部改正〔平成25年条例43号〕

(議会運営委員会の設置)

**第3条** 議会に議会運営委員会を置く。

2 議会運営委員会の委員（以下「議会運営委員」という。）の定数は、15人とする。

3 議会運営委員の任期については、前条の規定を準用する。

全部改正〔平成3年条例27号〕、一部改正〔平成25年条例43号〕

(特別委員会の設置)

**第4条** 特別委員会は、特定の事件を審査又は調査するため必要がある場合に限り設けるものとし、次条から第7条までに規定する場合を除き、その特別委員会の名称、付議すべき事件及び委員の定数は、その都度議会の議決により決める。

2 特別委員会の委員（以下「特別委員」という。）は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

一部改正〔平成25年条例43号〕

(懲罰特別委員会)

**第5条** 議長が議員を懲罰特別委員会に付する旨を宣告したとき又は懲罰の動議が可決されたときは、懲罰特別委員会が設けられたものとする。

(資格審査特別委員会)

**第6条** 議員の被選挙権の有無又は議員が地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2の規定に該当するかどうかについて決定の要求書が提出されたときは、資格審査特別委員会が設けられたものとする。

一部改正〔昭和36年条例53号〕

(懲罰特別委員会及び資格審査特別委員会の委員数)

**第7条** 懲罰特別委員会及び資格審査特別委員会の委員の定数は、それぞれ15人とする。

(委員の選任)

**第8条** 常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、会議において、議長の指名により選任する。ただし、閉会中の場合には、当該指名による選任を会議において行うことを要しない。

2 議員は、それぞれ一の常任委員となるものとする。ただし、議長は、常任委員とならないものとする。

3 第1項ただし書の場合において、指名による選任を行つたときは、議長は、これを次の議会に報告しなければならない。

一部改正〔平成3年条例27号・19年29号・25年43号〕

(委員長及び副委員長)

**第9条** 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）に、委員長及び副委員長各1人を置く。ただし、議会運営委員会及び特別委員会にあつては、副委員長2人を置くことができる。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選又は会議において議長の指名により選任する。

3 互選を行う場合において委員長の職務を行うものがないときは、年長の委員が臨時に委員長の職務を行う。

4 委員長は、互選の結果を議長に報告しなければならない。

一部改正〔昭和32年条例27号・平成3年27号〕

(委員長、副委員長及び委員の辞任)

**第10条** 委員長、副委員長及び委員は、正当の理由がなければ辞任することができない。

2 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

3 委員が辞任しようとするときは、委員長を経て議長の許可を受けなければならない。

4 前2項の規定により辞任を許可したときは、議長は、これを議会（閉会中の場合にあつては、次の議会）に報告しなければならない。

一部改正〔平成19年条例29号〕

(招集)

**第11条** 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長とともに互選する委員会は、議長が招集する。

2 委員定数の4分の1以上の者から委員会の招集の請求があつたときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

(出席の特例)

**第11条の2** 委員長は、委員について、大規模な災害の発生、感染症のまん延その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難であると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（次項において「オンラインによる方法」という。）によつて、当該委員に発言その他の行為をさせることができる。

2 前項の規定によりオンラインによる方法によつて発言その他の行為をする委員は、この条例の規定の適用については、委員会に出席しているものとみなす。

追加〔令和6年条例54号〕

（委員会開催の連絡）

**第12条** 委員長は、委員会を開こうとするときは、あらかじめ議長に連絡しなければならない。

（委員長の権限及びその職務代行）

**第13条** 委員長は、委員会を開閉し、議事を整理し、秩序を保持し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。ただし、副委員長が委員長の職務を行う場合において、副委員長が2人あるときは、あらかじめ委員長が定めた順序による。

3 委員長及び副委員長とともに事故があるときは、年長の委員がその職務を行う。

一部改正〔昭和32年条例27号〕

（定足数）

**第14条** 委員会は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。ただし、第16条の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

（表決）

**第15条** 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

2 前項の場合においては、委員長は委員として議決に加わることができない。

（除斥）

**第16条** 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一人身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があつたときは、委員会に出席し、発言することができる。

全部改正〔昭和31年条例29号〕

（委員会の公開等）

**第17条** 委員会は、これを公開する。ただし、委員会の議決により秘密会とすることができる。

2 秩序保持のため必要があると認めるときは、委員長は、傍聴人の退場を命ずることができる。

3 前項に定めるもののほか、委員会の傍聴に関し必要な事項は、規程で定める。

一部改正〔平成31年条例37号〕

（委員の派遣）

**第17条の2** 委員会は、審査又は調査のため、議長の承認を得て委員を派遣することができる。

追加〔平成14年条例41号〕

（書記）

**第18条** 委員会に書記を配属する。

2 書記は、委員長の命を受けて委員会の庶務に従事する。

（委員会記録）

**第19条** 委員会においては、委員会記録を作成する。

- 2 委員会記録には、委員長及び委員会において定めた2人以上の委員が署名しなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、第2項の規定による署名については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。

一部改正〔令和6年条例54号〕

（会議規則との関係）

**第20条** この条例で定めるもののほか、委員会に関する事項は、別に神奈川県議会会議規則（昭和31年6月神奈川県議会規則第1号）で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（条例の廃止）

- 2 神奈川県議会委員会条例（昭和26年3月神奈川県条例第21号。以下旧条例という。）は、廃止する。

（審査中の事件に関する経過措置）

- 3 この条例施行の際現に旧条例の規定による常任委員会で審査中の事件は、この条例の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会にそれぞれ付議されたものとみなす。

附 則（昭和31年9月18日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和31年10月1日条例第56号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和32年6月21日条例第27号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（審査中の事件に関する経過措置）

- 2 この条例施行の際、現に改正前の条例による常任委員会で審査又は調査中の事件は、この条例の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会に、それぞれ付議されたものとみなす。

附 則（昭和34年6月6日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和36年12月22日条例第53号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和38年6月15日条例第24号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、名称及び所管事項に係る改正規定は、神奈川県部設置条例の一部を改正する条例（昭和38年神奈川県条例第25号）施行の日から施行する。
- 2 前項ただし書に規定する施行の日前に神奈川県議会委員会条例（以下「委員会条例」という。）の規定によつて選任された警察常任委員会の委員長、副委員長及び委員は、当該施行の日

以後においては、それぞれ、委員会条例の規定によつて選任された警察渉外常任委員会の委員長、副委員長及び委員とみなす。

附 則（昭和42年5月27日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年3月12日条例第40号）

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和46年5月25日条例第42号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年5月23日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年5月26日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年5月23日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年5月31日条例第33号）

この条例は、昭和57年6月1日から施行する。

附 則（昭和60年3月30日条例第24号）

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（平成3年7月8日条例第27号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年神奈川県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「常任委員会」の次に「、議会運営委員会」を加える。

附 則（平成11年5月24日条例第23号）

1 この条例中、第1条の規定は公布の日から、第2条及び次項の規定は平成11年6月1日から施行する。

2 第2条の規定の施行の日前に同条の規定による改正前の神奈川県議会委員会条例の規定によつて選任された次の表の左欄に掲げる委員会の委員長、副委員長及び委員は、それぞれ、同条の規定による改正後の神奈川県議会委員会条例の規定によつて選任された同表の右欄に掲げる委員会の委員長、副委員長及び委員とみなす。この場合において、同表の右欄に掲げる委員会の委員の任期は、同表の左欄に掲げる委員会の委員の選任時の任期満了の日までとする。

総務企画常任委員会	総務企画常任委員会
県民環境常任委員会	県民企業常任委員会
厚生常任委員会	厚生常任委員会
商工労働常任委員会	商工労働常任委員会
農政企業常任委員会	環境農政常任委員会
建設常任委員会	建設常任委員会
文教常任委員会	文教常任委員会
警察渉外常任委員会	防災警察常任委員会

附 則（平成14年7月2日条例第41号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年12月28日条例第86号）

この条例は、平成17年1月1日から施行する。ただし、別表厚生常任委員会の項の改正規定は、同年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月29日条例第70号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日条例第36号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月20日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表総務企画常任委員会の項の改正規定は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月7日条例第4号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月30日条例第41号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、地方独立行政法人神奈川県立病院機構の成立の日から施行する。

附 則（平成25年1月11日条例第43号）

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

附 則（平成25年3月29日条例第79号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年5月20日条例第59号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月29日条例第50号）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の規定によって選任された県民企業常任委員会又は建設常任委員会の委員長、副委員長及び委員は、それぞれ、改正後の規定によって選任された県民・スポーツ常任委員会又は建設・企業常任委員会の委員長、副委員長及び委員とみなす。この場合において、県民・スポーツ常任委員会及び建設・企業常任委員会の委員の任期は、改正前の規定によって選任された県民企業常任委員会及び建設常任委員会の委員の選任時の任期満了の日までとする。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の規定により置かれた常任委員会において審査中又は調査中の事件は、改正後の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会に、それぞれ付議されたものとみなす。

附 則（平成30年3月30日条例第64号）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の規定によって選任された防災警察常任委員会、県民・スポーツ常任委員会又は厚生常任委員会の委員長、副委員長及び委員は、それぞれ、改正後の規定によって選任された防災警察常任委員会、国際文化観光・スポーツ常任委員会又は厚生常任委員会の委員長、副委員長及び委員とみなす。この場合において、防災警察常任委員会、国際文化観光・スポーツ常任委員会及び厚生常任委員会の委員の任期は、改正前の規定によって選任された防災警察常任委員会、県民・スポーツ常任委員会及び厚生常任委員会の委員の選任時の任期満了の日までとする。

3 この条例の施行の際現に改正前の規定により置かれた常任委員会において審査中又は調査中の事件は、改正後の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会に、それぞれ付議されたものとみなす。

附 則（平成31年3月22日条例第37号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の第17条の規定は、この条例の施行の日後に招集される常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会について適用する。

附 則（令和6年3月29日条例第54号）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に改正前の規定によって選任された国際文化観光・スポーツ常任委員会の委員長、副委員長及び委員は、それぞれ、改正後の規定によって選任された文化スポーツ観光常任委員会の委員長、副委員長及び委員とみなす。この場合において、文化スポーツ観光常任委員会の委員の任期は、改正前の規定によって選任された国際文化観光・スポーツ常任委員会の委員の選任時の任期満了の日までとする。

3 この条例の施行の際現に改正前の規定により置かれた国際文化観光・スポーツ常任委員会において審査中又は調査中の事件は、改正後の規定によりその事件を所管することとなる文化スポーツ観光常任委員会に付議されたものとみなす。

別表（第1条関係）

常任委員会の名称、所管事項及び委員定数表

名称	所管事項	定数
総務政策常任委員会	政策局、総務局、会計局、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員及び議会局に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項	人 13
防災警察常任委員会	くらし安全防災局、公安委員会及び警察本部に関する事項	13
文化スポーツ観光常任委員会	文化スポーツ観光局に関する事項	13
環境農政常任委員会	環境農政局、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会に関する事項	13
厚生常任委員会	福祉子どもみらい局及び健康医療局に関する事項	13
産業労働常任委員会	産業労働局及び労働委員会に関する事項	13
建設・企業常任委員会	県土整備局、企業庁及び収用委員会に関する事項	13
文教常任委員会	教育委員会に関する事項	13

全部改正〔平成11年条例23号〕、一部改正〔平成16年条例86号・17年70号・18年36号・19年29号・20年4号・22年41号・25年79号・27年59号・28年50号・30年64号・令和6年54号〕